

答弁書第一四八号

内閣参質一九〇第一四八号

平成二十八年六月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員吉川沙織君提出第百九十回国会における内閣提出法律案の成立率等に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出第百九十回国会における内閣提出法律案の成立率等に関する質問に対する
答弁書

一について

お尋ねの内閣提出法律案について、過去十年間において提出件数の少ない順に国会回次及びその件数を五つ示すと、第百九十回国会が五十六件、第百七十四回国会が六十四件、第百七十一回国会が六十九件、第百八十三回国会及び第百八十九回国会が七十五件である。

また、その間の内閣提出法律案の提出件数の平均は七十七件である。

二について

御指摘の内閣提出法律案の提出件数については、法律の制定、改正又は廃止の必要性を勘案した結果である。

三について

お尋ねの内閣提出法律案の成立件数は五十件、提出件数に占める成立件数の割合（以下「成立率」という。）は約八十九・三パーセント、継続審査となった件数は六件であり、審査未了となったものはない。

四について

お尋ねの内閣提出法律案について、過去十年間において成立件数の少ない順に国会回次及びその件数を五つ示すと、第九十回国会が五十件、第八十回国会が五十五件、第六十九回国会及び第八十三回国会が六十三件、第八十九回国会が六十六件である。

お尋ねの内閣提出法律案について、過去十年間において成立率の低い順に国会回次及びその値を五つ示すと、第八十回国会が約六十六・三パーセント、第六十九回国会が約七十八・八パーセント、第七十七回国会が八十・〇パーセント、第八十三回国会が八十四・〇パーセント、第八十九回国会が八十・〇パーセントである。

また、その間の内閣提出法律案の成立件数の平均は約六十七件、成立率の平均は約八十四・五パーセントである。

五及び七について

御指摘の成立件数は、四についてで示した平均値に比べて少ないが、これは、法律の制定、改正又は廃止の必要性を勘案した結果、法律案の提出件数が少ないことによるものと考えている。また、御指摘の成

立率については、四についてで示した平均値を上回っており、「第百九十回国会における内閣提出法律案の成立率が低調」との御指摘は当たらないと考えている。

六について

お尋ねの内閣提出法律案のうち、本則において二つ以上の法律の改正等（改正又は廃止をいう。以下同じ。）を行う法律案の件数は二十六件、その内閣提出法律案に占める割合は約四十六・四パーセントである。また、そのうち、三つ以上の法律の改正等を行う法律案の件数は二十件、その内閣提出法律案に占める割合は約三十五・七パーセントである。

